

平成 30 年 3 月 定例会

第 1 号 (平成 30 年 3 月 9 日)

<input type="checkbox"/> 出席議員及び欠席議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 会議録署名議員の氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	P1
<input type="checkbox"/> 議事日程 .....	P2
<input type="checkbox"/> 開 会 .....	P5
<input type="checkbox"/> 会期の決定 .....	P5
<input type="checkbox"/> 諸般の報告 .....	P5
<input type="checkbox"/> 議案の上程 .....	P6
<input type="checkbox"/> 施政方針並びに提案理由の説明 .....	P9
<input type="checkbox"/> 一般質問 .....	P15
<input type="checkbox"/> 散 会 .....	P27



平成30年3月		池田町3月定例会議録			第 1 日	
招集年月日		平成30年3月2日			池田町告示第3号	
招集の場所		池田町議会議場				
開会日時		平成30年3月9日			午後1時30分	
散会 閉会		平成30年3月9日			午後2時56分	
出席 8名 欠席 名 遅刻 名 早退 名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	三ツ本 一雄	出	5	和田 義則	出
	2	宇野 邦弘	出	6	飯田 拓見	出
	3	佐野 和彦	出	7	岩崎 昭一	出
	4	飯田 茂治	出	8	森田 稔	出
会議録署名議員		7 番	岩 崎 昭 一		8 番	森 田 稔
職務のため 議場に出席 した者の 職・氏名	議会事務局長	清 水 真 盛		議会書記	清 水 聡 江	
	町 長	杉 本 博 文		保健福祉課長	森 川 弘 一	
	副 町 長	溝 口 淳		産業振興課長	長 谷 川 正 喜	
	教 育 長	内 藤 徳 博		教育委員会課長	山 口 正 幸	
	総務政策課長	山 崎 政 弥				
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り				



## 平成 30 年 3 月定例会日程表 (第 1 号)

平成 30 年 3 月 9 日 (金)

午後 1 時 30 分 開会

### 開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第 1 号 池田町一般会計補正予算 第 7 号)

日程第 5 議案第 2 号 平成 30 年度 池田町一般会計予算

日程第 6 議案第 3 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第 7 議案第 4 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険診療施設  
特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 平成 30 年度 池田町簡易水道特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 平成 30 年度 池田町下水道事業特別会計予算

日程第 10 議案第 7 号 平成 30 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 11 議案第 8 号 平成 30 年度 池田町介護保険特別会計予算

日程第 12 議案第 9 号 平成 30 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 13 議案第 10 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 8 号)

日程第 14 議案第 11 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 4 号)



- 日程第 15 議案第 12 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険診療施設  
特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 議案第 13 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 17 議案第 14 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算  
(第 3 号)
- 日程第 18 議案第 15 号 平成 29 年度 池田町農業集落排水事業  
特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 議案第 16 号 平成 29 年度 池田町介護保険特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 20 議案第 17 号 池田町個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第 21 議案第 18 号 池田町印鑑条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 19 号 池田町個人番号カードの利用に関する条例の一部改  
正について
- 日程第 23 議案第 20 号 池田町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 21 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正  
について
- 日程第 25 議案第 22 号 池田町食品加工研究支援施設の設置及び管理に関す  
る条例の制定について
- 日程第 26 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について  
(池田町食品加工研究支援施設)
- 日程第 27 議案第 24 号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について
- 日程第 28 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の変更について  
(池田町農村合宿交流施設)
- 日程第 29 議案第 26 号 池田町国民健康保険基金条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 27 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 28 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 29 号 池田町介護保険条例の一部改正について





- 日程第 33 議案第 30 号 池田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の  
基準等に関する条例の制定について
- 日程第 34 議案第 31 号 池田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な  
事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運  
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため  
の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の  
一部改正について
- 日程第 35 議案第 32 号 池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 36 議案第 33 号 池田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員  
、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ  
ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 37 議案第 34 号 池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 38 議案第 35 号 池田町美しい郷づくり基金条例の制定について
- 日程第 39 議案第 36 号 公の施設の指定管理者の再指定について
- 日程第 40 議案第 37 号 福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分に  
ついて
- 日程第 41 議案第 38 号 財産の処分について（千代谷多目的研修会施設）
- 日程第 42 議案第 39 号 財産の処分について（情報基盤施設）
- 日程第 43 議案第 40 号 財産の処分について（営農飲雑用水設備）

#### 施政方針演説並びに提案理由の説明

日程第 44 一般質問

閉議



# 平成 30 年 3 月定例会会議録（初日）

平成 30 年 3 月 9 日

開会時間：午後 1 時 30 分

## ○佐野議長

本日、平成 30 年、池田町議会、3 月定例会が召集されましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらず、ご参集いただき、厚く御礼申しあげます。

只今の出席議員は 8 名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成 30 年、池田町議会、3 月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第 1

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 112 条の規定により、7 番 岩崎昭一君、8 番 森田稔君の両名を指名致します。

## 日程第 2

会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は、本日から 16 日までの 8 日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって本定例会は、本日から 16 日までの 8 日間に決定いたしました。

お諮りいたします。会期中の会議予定につきましては、お手元に配布してあります、定例会、会議予定表のとおりであります。なお、委員会審議のため、10 日から 15 日は休会にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。よって、9 日と 16 日は本会議、10 日から 15 日は委員会審議のため、休会することに決定いたしました。

## 日程第 3

諸般の報告を致します。本日の議事日程はお手元に配布してあります、日程表のとおりであります。本定例会に、すでに配布のとおり議案第 1 号ほか 39 件が提出されております。なお、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため町長ほか、関係者の出席を求めています。以上で、諸般の報告を終わります。



日程第 4

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 1 号 池田町一般会計補正  
予算 第 7 号

日程第 5

議案第 2 号 平成 30 年度 池田町一般会計予算

日程第 6

議案第 3 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険特別会計予算

日程第 7

議案第 4 号 平成 30 年度 池田町国民健康保険診療施設特別会計予算

日程第 8

議案第 5 号 平成 30 年度 池田町簡易水道特別会計予算

日程第 9

議案第 6 号 平成 30 年度 池田町下水道事業特別会計予算

日程第 10

議案第 7 号 平成 30 年度 池田町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 11

議案第 8 号 平成 30 年度 池田町介護保険特別会計予算

日程第 12

議案第 9 号 平成 30 年度 池田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 13

議案第 10 号 平成 29 年度 池田町一般会計補正予算 (第 8 号)

日程第 14

議案第 11 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険、特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 15

議案第 12 号 平成 29 年度 池田町国民健康保険診療施設、特別会計補正予算 (第 3  
号)



日程第 16

議案第 13 号 平成 29 年度 池田町簡易水道特別会計補正予算 (第 5 号)

日程第 17

議案第 14 号 平成 29 年度 池田町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 18

議案第 15 号 平成 29 年度 池田町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 19

議案第 16 号 平成 29 年度 池田町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 20

議案第 17 号 池田町個人情報保護条例等の一部改正について

日程第 21

議案第 18 号 池田町印鑑条例の一部改正について

日程第 22

議案第 19 号 池田町個人番号カードの利用に関する条例の一部改正について

日程第 23

議案第 20 号 池田町手数料徴収条例の一部改正について

日程第 24

議案第 21 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 25

議案第 22 号 池田町食品加工研究支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 26

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 27

議案第 24 号 池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 28





議案第 25 号 公の施設の指定管理者の変更について

日程第 29

議案第 26 号 池田町国民健康保険基金条例の一部改正について

日程第 30

議案第 27 号 池田町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 31

議案第 28 号 池田町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 32

議案第 29 号 池田町介護保険条例の一部改正について

日程第 33

議案第 30 号 池田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

日程第 34

議案第 31 号 池田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 35

議案第 32 号 池田町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 36

議案第 33 号 池田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第 37

議案第 34 号 池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 38

議案第 35 号 池田町美しい郷づくり基金条例の制定について



日程第 39

議案第 36 号 公の施設の指定管理者の再指定について

日程第 40

議案第 37 号 福井県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分について

日程第 41

議案第 38 号 財産の処分について

日程第 42

議案第 39 号 財産の処分について

日程第 43

議案第 40 号 財産の処分について

以上、40 議案を一括議題とします。議案の朗読を省略します。町長より施政方針並びに、提案理由の説明を求めます。

○杉本町長

(議長 町長杉本)

○佐野議長

町長 杉本君

○杉本町長

本日、平成 30 年池田町議会、3 月定例会が開催され、平成 30 年度一般会計予算案をはじめ 40 の議案のご審議を頂くにあたり、施政の方針とともに各議案について、その概略をご説明申し上げます。

はじめに、数年ぶりの厳しい寒さと大雪に見舞われたこの冬もようやく終わりを迎え、春の気配が感じられる頃となりました。この間、様々な除雪作業にご尽力頂いた皆様に敬意を表し、厚く御礼申し上げる次第でございます。また今後は、多くの雪が一気に融けることとなれば、融雪洪水等による災害が懸念されます。町民の皆様には周辺、十分なお注意を頂くようお願いする次第でございます。

このような中、本日開会されました 3 月定例会、議員各位には全員のご出席を頂きましたこと、日頃のご指導と合わせ厚く御礼申し上げる次第でございます。

それでは、平成 30 年度に臨む施政についてその概要を申し上げます。

施政のテーマは「積極的な改良と新規展開を、成長の一步へつなぐ」といたしました。これは、ここ数年の迷いや悩みなどからの停滞した期間、あるいは、事業の検証や関係す



る町民の意見などから得た、施政の確かな確信を基に主要事業の改良を図るとともに、躊躇していた、避けて遠ざけて来た課題に積極的な対応と提案を図ることで、池田町の創生、再興を図ろうとするものであります。

また、これらを推進するカギとなるものは「関係をつなぐ」「力をつなぐ」「文化をつなぐ」の「つなぐ」あるいは「結ぶ」がキーワードになると考えております。

取り上げるものとしたしましては、生徒、児童と学校と家庭と、そして、社会とのつながりの改良を目指した、教育環境向上化プランの確実な推進を図ること。

国体の開催が契機となった、ウッドスポーツ、スポーツクライミングを活かした交流人口の拡大を図ること。

回を重ねて協議頂いている、新図書館基本構想については最終の提案を待つ中ではありますが、池田町の特徴ある取り組みや独自の伝統文化が活かされるとともに、運営の独自性が人をつなぐことになるよう、建設に向けて進捗を図ってまいりたい。

また、公共交通対策としたしましては、住民活動と連携する新施策を企画してまいりたい。新庁舎の建設に向けましては、バイオマス活用プランとともに、仮称、森林資源循環モデルプランなるものと合わせて、具現化を図ってまいりたい。

産業振興においては、「農林商工連携のむらおこし」を柱に、農業の総合産業化を引き続き進めるとともに、3月6日、答申を頂いた、農村・農業振興プランの実行を積極的に図ってまいりたいと考えております。特に、農業生産活動を振興する産業政策と加工や観光事業などと連動する、地域政策の連動化を進め、農業の複合化、経営の多角化を推進してまいりたいと考えております。また、ともなって、農業者、農業機関、観光事業者等の協議の場についても設置を図るとともに、農業専門職の配置を図ってまいりたいと考えております。

また、7月を目途に仮称「池田町環境・風景支払制度」の創設を図ってまいりたいと考えております。また、鋭意進捗が図られている冠山トンネル工事や北陸新幹線延伸工事などの高度インフラ整備事業の効果を池田町の将来に活かすため、観光関連事業並びに情報発信戦略プランの実行については、積極的、協力を臨んでまいりたいと考えております。今後の雇用、定住の増、人口の取り戻し、経済の取り戻し策としても、観光振興は有力な要素となるものとの考えから、志津原・土合リゾート地域としての再開プランの計画的推進、また、関係人口の獲得などを目標に、事業の改良、町内事業者等との関係強化を図ってまいりたいと考えております。

また、3年目を迎える脳べるの改革プロジェクトにつきましては、今、緒についたところであり、普及、高度化への道りは未だ未熟で、途上であるとの認識から、各種委員、学校、こども園、老人クラブなどとの取り組みのつながりを強めるとともに、予防医学や栄養学をも取り入れた、質の向上を進め成果の見える化を図ってまいりたいと考えております。

また、住民自治活動をベースとした、福祉ビジネスの創出についても検討、協議に着手したいと考えております。

次に、町政に係わる諸情勢についてご報告いたします。



足羽川ダム建設事業につきましては、30年度49億円の予算をもって引き続き工事用道路の工事、付替道路工事、足羽川転流工事、水海導水トンネル工事をはじめとした工事が進められるとの事であります。

冠山トンネル工事につきましては、30年度35億円の予算をもって工事促進を図っていくとの事であります。我々沿線の自治体といたしましては、引き続き平成34年度、供用開始を目指し、要請活動に臨んでまいりたいと考えております。

持越バイパス工事につきましては、国体の開催前、本年9月には供用が開始されることとあります。

板垣坂バイパス化トンネル工事につきましては、30年度に用地の取得が順調に進めば、明かり部分の工事にも着手したいとの事であります。町といたしましては、県の事業促進に全力で協力してまいりたいと考えております。

次に、本定例会において改訂をご提案いたしました。この度、国民健康保険制度の改正により、国保の運営主体が市町村から県に一本化されることに伴い、池田町の保険料についても改訂することといたしました。また、第7期を迎える介護保険料につきましても改訂のご提案をいたしております。

いずれの保険料につきましても負担の上昇をお願いするものとなっておりますが、池田町の医療費の現状及び、介護サービスと給付の現状、そして今後の見通しを基に財政の安定化を、負担の公平化、保険事業の持続化などを図るため、お願いするものでございます。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、施政の方針といたします。

それでは、本日ご提案致しました、各議案の概略についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、専決第1号、平成29年度池田町一般会計補正予算、第7号につきましては、本年度の豪雪に対応するため、除雪対応職員の時間外手当、除雪機械の破損、故障に対応する経費、及び除雪作業委託料等を増額する必要が生じたため、3750万円を追加し、総額を44億5864万2千円とする補正予算を専決処分いたしましたため、議会の承認を求めるとであります。

次に、議案第2号、平成30年度、池田町一般会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を32億3900万円と定め、ご提案致したものでございます。

平成29年度当初予算と比べ、2億1500万円の増額、率にして7.1%の増となっております。増額の要因としては、平成30年度に開催される「福井国体」に係る経費の増が主な要因であります。

これらの主な財源と致しましては、1款、町税で2億4125万7千円、7款、地方交付税で、16億5500万円、11款、国庫支出金で、1億2877万3千円、12款、県支出金で、3億1168万8千円、15款、繰入金で、2億4528万5千円、18款、町債で、2億880万円などをもって、措置致したものでございます。

事業といたしましては、池田町地方創生戦略プランを柱に編成いたしました。

まず、「すみか」のテーマとしては、7款、商工観光費、1項、商工費、3目、定住促進事業費において、移住の促進を図るため、「田舎暮らし体験住宅」の設計業務委託費と





して500万円を計上いたしました。これは、町が所有する古民家を、移住のきっかけへとつなげるモデル住宅に改造するための、設計を委託するものであります。

また、8款、土木費、4項、住宅費、2目、建築指導費においては、従来の多世代化住宅などを支援する「すみか支援事業」に、新たに屋根融雪装置など、克雪住宅への支援を加えることとし、合計で1700万円を計上いたしました。

次に「しごと」のテーマとしては、7款、商工観光費、2項、観光費、4目、新産業開発費において、おもちゃハウスの機能拡大とともに、隣接するウッドラボの新展開を図るため設計費として、700万円を計上いたしました。

ツリーピクニックアドベンチャーいけだにおいては、簡易バンガロー並びに樹上テントの設置及び、管理用道路法面緑化工事費として3283万2千円を計上いたしました。

「なかま」のテーマとしては、2款、総務費、1項、総務管理費、9目、防災諸費において、防災無線のデジタル化基本設計費、及び全国瞬時警報システム、Jアラートの更新業務等の経費として、960万8千円を計上いたしました。

また、町職員による「ちょっといいですか町の話」事業を継続するとともに、2款、総務費、7項、企画費、6目、地方創生推進費において、地域の自治力を高める支援事業としての地域自治再興交付金、160万円を計上いたしました。

平成30年度、町といたしましては、引き続き危機意識とともに、慎重心と積極性をももって、事に当たってまいりたいと考えております。

次に、議案第3号から第9号までの特別会計予算につきましては、総額で13億6590万円と定めご提案致しました。各会計の健全性を保ちながら目的を果たしてまいりたいと考えております。

次に、議案第10号、平成29年度、池田町一般会計補正予算、第8号につきましては、この度、2453万6千円を追加し、総額を44億8317万8千円と致すものでございます。その主な内容は、6款、農林水産業費、1項、農業費、12目、農林公社費におきまして、「こっばい屋」店舗の床や販売棚が老朽化したことから、そのリニューアル設計費として280万8千円を、同じく19目、有害鳥獣対策費におきましては、シカの駆除頭数が大幅に増加したことにより、駆除委託料512万6千円を計上いたしました。

次に、7款、商工観光費、1項、商工費、3目、定住促進事業費におきましては、クライミング施設として、改装いたしました角間郷体育館の、クライミングウォールオープニングに向け、広く国内にPRするための経費として、合計80万円を、同じく、2項、4目、新産業開発費におきましては、休日に宿泊需要が集中する、志津原ツリーピクニックアドベンチャーいけだ内の、コテージについて、増設いたしたく、その調査設計費として85万円を計上いたしました。

次に、8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路維持費におきましては、除雪経費として1833万9千円を計上いたしました。

次に、13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、本年10月開催の「福井国体」必要経費として、7500万円を積み立てるものでございます。

また同じく、24目、美しい郷づくり基金費につきましては、ご寄付いただいた、1000



万円を原資に、議案第 35 号の、美しい郷づくり基金条例の提案とともに、基金に積み立てようとするものでございます。

これらの主な財源と致しましては、11 款、国庫支出金で、663 万 5 千円の減額、12 款、県支出金で、439 万 6 千円の減額、14 款、寄附金で、1000 万円、16 款、繰越金で、1091 万 4 千円、17 款、諸収入で 2231 万 7 千円、18 款、町債で、673 万 5 千円の減額をもって調整いたしましたものでございます。

また、繰越明許費につきましては、第 2 表のとおり、1 億 7329 万 4 千円を計上いたしました。地方債につきましても、事業実績及び起債発行枠の確定があったことに伴い、第 3 表のとおり補正を行うことといたしております。

次に、議案第 11 号、平成 29 年度、池田町国民健康保険特別会計補正予算、第 4 号につきましては、300 万 8 千円を追加し、総額を 3 億 9218 万 4 千円といたすものであります。主な内容は、精算に伴う過年度分の償還によるものであります。

次に、議案第 12 号、平成 29 年度、池田町国民健康保険診療施設特別会計補正予算、第 3 号につきましては、50 万円を追加し、総額を 2 億 179 万 7 千円といたすものです。主な内容は、検査医療費の増によるものであります。

次に、議案第 13 号、平成 29 年度、池田町簡易水道特別会計補正予算、第 5 号につきましては、205 万円を減額し、総額を、8553 万 9 千円といたすものであります。また、簡易水道事業に係る繰越明許費として 811 万円を計上いたしました。

次に、議案第 14 号、平成 29 年度、池田町下水道事業特別会計補正予算、第 3 号につきましては、1856 万 1 千円を減額し、総額を、2 億 1077 万 9 千円とするものであります。また、下水道事業に係る繰越明許費として、5411 万 7 千円を計上いたしました。

次に、議案第 15 号、平成 29 年度、池田町農業集落排水事業特別会計補正予算、第 2 号につきましては、264 万 5 千円を減額し、総額を 5355 万 5 千円とするものであります。

次に、議案第 16 号、平成 29 年度、池田町介護保険特別会計補正予算、第 4 号につきましては、この度、330 万円を減額し、総額を 4 億 3054 万 1 千円といたすものであります。

次に、議案第 17 号、池田町個人情報保護条例等の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律等の一部改正により、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の適正な取扱いのため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 18 号、池田町印鑑条例の一部改正及び議案第 19 号、池田町個人番号カードの利用に関する条例の一部改正、並びに議案第 20 号、池田町手数料徴収条例の一部改正、につきましては、丹南各市町に設置されている自動交付機、及び丹南カードが平成 30 年 3 月末をもって運用終了となるため、規定の改正が必要なことから、各条例の一部改正をいたすものであります。

次に、議案第 21 号、池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、住居手当の改正、及び業務の高度化に見合った給与体系の導入による給料表の改正、並びに職制の適正化等を図るため、等級別基準職務表を改正いたすものであります。

次に、議案第 22 号、池田町食品加工研究支援施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、平成 30 年 4 月から運用開始を予定している食品加工研究支援施設、通



称食ラボについて、公の施設としてその設置及び管理について定めるものです。

次に、議案第 23 号、池田町公の施設の指定管理者の指定につきましては、先の池田町、食品加工研究支援施設の管理者として、食品加工の総合的な展開を図るため、池田町農林水産物処理加工施設、おこもじ屋の指定管理者である、「一般財団法人 池田町農業公社」を指定するものであります。

次に、議案第 24 号、池田町農村合宿交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、隣接する体育館のクライミング施設とともに、グラウンドも含めて一体的に運営を行えるよう、規定の整備を行うものであります。

次に、議案第 25 号、池田町公の施設の指定管理者の変更につきましては、先の池田町、農村合宿交流施設の指定管理者を、「いけだ農村観光協会」から「株式会社 まちUPいけだ」変更するものであります。

次に、議案第 26 号、池田町国民健康保険基金条例の一部改正及び議案第 27 号、池田町国民健康保険条例の一部改正、並びに議案第 28 号、池田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、いずれも国民健康保険の制度改正に伴い、池田町国民健康保険税額の改定、及び規定の改正が必要なことから、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 29 号、池田町介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法に基づき今後 3 年間の介護保険料を改定するとともに、規定の改正が必要なことから、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 30 号、池田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町に移譲されることにともない、規定の整備を行うもので、県の条例と同様の内容にて制定いたすものであります。

次に、議案第 31 号、池田町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための、効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、及び議案第 32 号、池田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、並びに議案第 33 号、池田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、いずれも介護保険法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

次に、議案第 34 号、池田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、規定の改正を行うものです。

次に、議案第 35 号、池田町美しい郷づくり基金条例の制定につきましては、本町の美しい景観、風景、環境づくり事業の推進に資するため新たに基金を設置するものであります。

次に、議案第 36 号、池田町公の施設の指定管理者の再指定につきましては、平成 30 年 3 月末をもって、満了する指定管理者の再指定を行いたく提案いたすもので、溪流温泉 冠荘、かずら橋、ふるさとふれあい道場、及び内水面知識普及教育施設、ざこめの館につい



てを、「一般財団法人 池田屋」に、水海及び魚見畜産センターについては、「池田町畜産基地管理組合」を指定管理者とするものであります。なお指定の期間はいずれも平成30年4月1日から、平成35年3月31日までの5年間といたすものであります。

次に、議案第37号、福井県市町総合事務組合規約の変更及び財産処分につきましては、この3月31日付けで福井県市町総合事務組合から、こしの国広域事務組合が脱退することに伴う、規約の変更並びに財産処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号から議案第40号の財産の処分につきましては、いずれも足羽川ダム建設事業に伴い、千代谷多目的研修施設、及び大本、千代谷、金見谷、小畑の同報無線施設、並びに大本営農飲雑用水施設が、補償を受けて取り壊す必要があることから、議会の議決を求めるものであります。

以上、本日ご提案致しました、議案の概略についてご説明申し上げました。何卒、十分、ご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○佐野議長

日程第44

一般質問を行います。これより、通告順により発言を許します。三ツ本 一雄君

○1番 三ツ本一雄議員

(議長、三ツ本)

○佐野議長

三ツ本一雄君

○1番 三ツ本一雄議員

1番、三ツ本一雄でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、今年の雪は例年にない大変大雪となりました。町職員の方々、また、除雪作業に関わった皆さん方には連日、連夜大変な思いをしていただき、大変ご苦労様でございました。しかし、春近しといえど、まだ雪は50cm、60cmと残っております。各関係者の方々のご苦労を引き続きよろしくお願いいたします。

さてそこで、除雪のことで一言お願いをいたします。

お陰様で池田は大変除雪が良いと町内外の人から聞いています。私もきれいに除雪がなされていると思います。しかし、一步、池田町を出ると非常に除雪が悪い、今年は皆々様におかれましては、通勤には大変、困難を招いたことと思います。県・市・町そして土木がバラバラに動くのではなく、ある程度連携して除雪ができないか。今年のような大雪には特に三位一体となった除雪作業体制を市町が協力して通勤に支障のない道路確保ができないか。町長並びに関係課長のご意見を求めます。

次に、第2点目ですが、稲荷・水海線、道路過疎代行により実施となりました、この道路についてお伺いします。





町は先の部子山開発の一環として平成8年度から事業着手し、平成12年度以降休止状態となっております。調べました結果、全体計画延長2080mで、現在水海側760m、稻荷側は360m、残延長960mとなっているところで止まっている状態です。

町長におききします。町長は地方創生の中に道路の重要性を指摘していますが、なぜあの道路は開通を見ずに18年の間、ほっておくのでしょうか。何か理由があるか、ないか、町長の明確な答弁を求めます。

次に第3点ですが、池田町の信頼回復ということについてお伺いします。

去年の池田中学校の件において、池田町は大変不評の風に立たされています。何かにつけ、池田町は大丈夫かと良く耳にします。杉本町長をはじめ、町職員の努力の甲斐もあって池田町は良いとことだ。町活性化に向けて一生懸命に物事をやっているとよく耳に聞いてきました。

しかし、あの件以来、池田町に対して何かと不評の言葉を耳にします。今年の1月には福井地検が福井市のボランティア団体、福井社会問題被害者救済センターという所が当時の担任、副担任、責任者である校長を業務上過失致死で告発したと聞いております。それに対して地検は教員らへの告発を受理したと聞いております。このことも池田町にとってはとてもマイナスなことです。お年寄りが安心して住める町、若者が池田に定住してくれる町を目指している中では、人のうわさというものは、なかなか厳しいところがあると思います。

今後、町長はどのようにして町の信頼回復をしていくのでしょうか。町長の具体的な考えを、お答えをお願いします。

○内藤教育長  
(議長、教育長、内藤)

○佐野議長  
教育長、内藤君

○内藤教育長  
ただ今の三ツ本議員のご質問にお答えをいたします。

池田中学校の件で、池田町は岐路に立たされており、今後どのように信頼を回復していくのか、とのご質問であります。

教育委員会といたしましては、先の総合教育会議で了承されました教育環境向上化プランを確実に実行し、私をはじめ教育に携わる者一人ひとりが信用を得ることで、信頼の回復を目指したいと考えております。以上、三ツ本議員のお答えといたします。

○長谷川産業振興課長  
(議長、産業振興課長 長谷川)



○佐野議長

産業振興課長、長谷川君

○長谷川産業振興課長

ただ今の三ツ本議員のご質問に対してお答えいたします

まず、除雪体制の件でございます。1点目としまして、県、市、町がある程度連携して除雪出来ないかというご質問でございますが、毎年11月に除雪会議を実施しております。県、市、町が所管の土木事務所にて、除雪体制や連絡体制の確認を行い、連携の強化を図っております。

また、効率的除雪の観点から、代替除雪として、県が市町道を除雪したり、市町が県道を除雪したりする連携も図っております。

続きまして、2点目の稲荷水海線は平成8年に着手し平成12年に休止状態になっている1日も早い開通を求める。というご質問でございます。

こちらにつきましては、町道稲荷水海線の改良計画については、全体計画2080mで、平成8年度から県代行事業により工事が着手されております。平成12年度末までに、稲荷側360m・水海側760mが施工され、現在の未改良区間が960mとなっております。

未改良区間につきましては、トンネル、橋梁を実施する計画となっており、地質的問題や多額の工事費に対する費用対効果等の問題があり、平成12年度より、休止状態となっております。

町としても、未改良区間の改良を実施するため、コスト縮減や線形の見直し等を図りながら、今後の対応を検討してまいりたいと思っております。

以上で三ツ本議員のお答えとさせていただきます。

○佐野議長

ただ今の、理事者の答弁に対して、三ツ本一雄君よろしいですか。

○1番、三ツ本一雄議員

(議長、三ツ本)

○佐野議長

三ツ本一雄君

○1番、三ツ本一雄議員

1点目でございますが、除雪の件ですが、県道も町道もですね、堺目の間が非常に悪い。ハイドバンを揚げてそのまま走っていくという状態なんですね。町民や県民の皆さんはどんな目で見ているか、その辺は良く考えて対応をお願いしたいと思います。

また、稲荷・水海線のことですが、水海地区の人たちだけではなく、これは、稲荷の方々も最近、能楽マイロードして開通を求めています。町長が言うように地方創生



の中で道路というものは大変重要性があると思っています。最後に町民に成り代わって一日も早い開通をお願いいたします。

最後になりますが、今はインターネットなどで第三者がわけもなく介入してきます。そして、面白おかしく書き込んでます。それはそれで仕方がないのかもしれませんが、しかし、それで池田の評価が下がるということは許されるものではありません。人なくして町は成り立ちません。今までのことを今後のことが池田町内をもっともっとアピールして池田町は良くやっているな、一日も早くそういわれるような町づくりにしていくべきだと思います。今後、町長の政策に期待をしております。以上をもって私の質問を終わります。

○佐野議長

次の質問者、宇野邦弘君

○2番、宇野邦弘議員

(議長、宇野)

○佐野議長

宇野邦弘君

○2番、宇野邦弘議員

宇野邦弘でございます。3点お聞き質問いたします。

一つは国民健康保険の基金をさらに活用し、また、一般財源からも繰り入れを行って、国民健康保険税の引き下げを図るべき。いう点です。

これまで市町村単位で運営されていた国民健康保険事業は4月から県に移行します。これによって県から市や町ごとの医療費や所得水準などから算出された納付金と標準保険料が示されました。納付金は文字通り全額県に納めなければいけないものです。池田町の場合この納付金をつくるために、今までの税率のままでは1,700万円不足する。この分を国保の基金から繰り入れる。プラス残りは税率を引き上げなければいけない。こういう提案が今議会に出されました。この税率引き上げ額は、現在600名の加入者一人当たりでみたら、平均15,357円になります。3人世帯383世帯でみた場合、1世帯当たり平均で24,000円も値上げになります。世帯当たりの所得が年額330万円から357万円のケースをみてみた場合、実に1年間で60,590円も増えるという提案です。正に大幅値上げです。昨年6月議会でも私ふれました。池田町の国民健康保険会計は関係者の尽力もあり、一人当たりの保険料は63,000円と県内で最も低く、逆に国民健康保険の基金は、これは一昨年5月の時点ですけれども、1億3173万円ありました。この基金の額は県内自治体では5番目に多く、加入者一人当たりでみたら、県平均9,627円の20倍以上にもなる20万円余となっています。ダントツトップです。一人当たりでは正に最高の、もう一回言いますが関係者の尽力もあって、こういう基金があるんです。今回のような時にこそこの基金を、提案では600万円だけ入れるという提案ができていますけれども、600万円と言わずにもつ



と活用すべきです。そうすればこんな急激な大幅値上げはやらなくても済むのではないのでしょうか。

お聞きいたします。年金の不足分 1700 万円の全額を国保の基金から今活用するとしたらまだ相当額の基金があると思います。基金残高いくら残りますか。さらに、国民健康保険税のこんな大幅値上げをくい止めるために、基金からの繰入は当然、一般会計からの繰入、いわゆる法定外繰入も必要です。福井市は毎年 2 億から 3 億繰り入れています。来年度予算でも 1 億 5 千万繰り入れを続け、今値上げになって、3.6% 値下げが議会に提案されています。勝山市でも引き下げを 3 月議会で決めようとしています。国保の新制度になっても市や町が一般会計からの繰入を行うことを県も国も禁止はしていません。県下の 8 自治体が、昨年度実績で一般財源から繰り入れています。それでも国民健康保険の加入者、8 割近くが無職とあるいは非正規の方です。5 割以上が池田町でも 65 歳を超えている方です。平均所得は、全国的にみて組合健保の 4 割しかないのに、約 2 倍の保険税負担になっています。元々この国民健康保険料の高い最大の理由は、国が財政負担を減らしたからです。国保の総収入に占める国庫支出金の割合は 1980 年代の約 50% から 25% に減らされています。自治体の大事な仕事は、住民福祉です。今議会に提案されている補正予算を入れると、平成 29 年度の池田町の一般会計総額 44 億円にもなります。財政調整基金、いわゆる自由に使えるお金は昨年度決算でも 22 億 5 千万円あります。来年度予算には国体関係予算が 1 億 8721 万円が盛り込まれていますけれども、そのうち 7500 万円はこの財政調整基金から出されていると聞いています。これも悪いとは言いません。しかし、国体のためにはこれだけのお金を財政調整基金から注ぎ込む一方で、弱い立場の人が多く加入している国民健康保険制度にはこうした基金は全く使用、活用しようとはしない。その理由はなんですか。町長の見解を求めます。

本来、国民健康保険制度は国民皆保険の根幹として法律に位置付けられている制度です。国民皆保険の根幹に対して大幅な負担増をくい止めるために、たとえ国保財政の基金がなくても、一般会計から出していくことが求められております。池田の場合は、国保基金あるわけでありまして。今回の制度改正に伴って、政府の激変緩和措置も確かに実施されましたけれども、その額も全国知事会が 1 兆円を求めて来たのに対して、その 3 分の 1、3400 億円にとどまっています。その期間も 6 年間で、これが終わったら更なる引き上げも強いられかねない事態です。町として国や県に対し国保をきちんと社会保障と位置づけしかるべき責任を果たすよう、町長に強く求めていただきたい、という点も要求して、次の今回の雪の問題について移ります。

今回の豪雪は、池田町にとってもハウス倒壊、屋根の崩壊などいろんな被害をもたらしています。池田町では先ほどの三ツ本議員からもありました。特別豪雪地帯として町や関係者の、本当に頑張りがあって確かに道路除雪は他の市や町に比べて比較的スムーズに除雪されています。しかし、高齢化が進んでいるもとの屋根下しや住宅入口の除排雪、本当に大変です。今回の嶺北管内で福井市や鯖江市など 9 つの自治体が災害救助法を適応できたようになりました。この救助法の関係で政府、内閣府が災害救助事故取扱い要領という文章を出しています。この一部抜粋が今年の 2 月 8 日、簡単な文章ですけども各県の災害





救助担当部局に対して送られました。これは、本年2月初旬から北陸地方を中心に記録的な積雪になってきたことは、今般災害救助法における障害物の除去、住宅の除雪についての従前からの考え方を示しますので、念のためご承知おき願いたい。という連絡文章です。

お聞きいたします。町としてこの文章は県から受け取っていますか。受け取ったときどういう相談、対応をされましたか。災害救助法の適用範囲自治体については、市や町からの要望で県が地域指定することになっているはずですが、町として災害救助対象自治体として要望することは考えなかったのですか。救助法の基準に池田町は届かなかったのですか。災害救助事務取扱によると災害救助法による障害物の除去において、平年に比べて積雪量が多く、もしくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば住家の倒壊などにより多数の者の生命または身体に危害を受ける恐れが生じた場合であって、自らの資力及び労力によって除雪が行うことができない者に対しては、住屋の除雪、雪下ろし等の実施が可能である。としています。さらに、風水害や地震と異なり、長時間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了しても再び除雪の必要性が発生した時点で、再開が可能。必要に応じて何回も可能だ、とまで丁寧に指摘しているんです。そして、障害物の除去は通常、住家内を対象としているが、原則として敷地内については、住家への出入り口等で日常生活に支障をもたらすものも対象としています。つまり、住宅の出入り口の除排雪も対象としているんです。

対象者については町が判断して業者に依頼し、かかった経費は国と県が折半することになっています。先の県議会での答弁で、福井県下で約300件、うち鯖江市内の高齢者らが補助対象200件を占めたといっています。もちろん池田町は災害救助法、今回対象自治体ではないのですからこの件はいつてないので。鯖江市では区長や民生委員で作る協議会に市が委託して、ゆう仕組みがあつて、有効に機能したということです。鯖江市のある課長さんは市長の判断が良かったと語っていました。

お聞きします。町長はなぜ災害救助法の要請をしなかったのですか。

今回の豪雪は56豪雪とは少ないとはいえ大変な豪雪です。そもそも池田町の場合は鯖江市とはずっと多い積雪です。高齢化も進んでいます。しかし、災害救助法の要請はされておらず、こうした措置の対象外です。池田の家は頑丈だからですか。空き家などの下屋破損も目立ちます。

先ほど紹介した内閣府の事務連絡でも空き家などの管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接の住家に被害が生じる恐れがある場合には、住家の除雪、雪下ろし等の対象に含めることは可能としています。今後こうした豪雪被害の場合、迅速に災害救助法の適用要請を行って、お年寄り世帯など自力除雪ができないところへのきめ細かな援助を求めます。

この問題の2つ目に、除雪機支援の問題です。

県内では勝山市やあわら市など6つの市町で支援措置があります。勝山では自主防災組織に上限75万円の全額支援、南越前町では集落単位での除雪機貸出などもあります。池田町の場合は何もありません。個人の家周りの除排雪それ自身も大きな負担です。池田町でも自力でできない高齢者世帯などへのこうした制度の創設を求めます。県も新年度から



集落活性化支援事業でこうした除雪機への補助も検討すると聞いています。そういう面でも支援を求めたいと思います。

最後に教育問題についてです。

昨年末から2回にかけて町長が招集する総合教育会議が開催されました。私も昨年末の会議冒頭だけは公開されていまして傍聴させていただきました。しかしその会議録は公開されていません。その審議の概要については、町の2月の広報で紹介されています。これによりますと、会議では教育環境向上化プランなどの実施をきめたようです。また、この会議では、教育行政の推進と信頼の回復に努めることを確認した。ストレスプログラムの導入等々が決められたそうです。また、池田町教育大綱検討委員会を設置して教育大綱の改訂を進めるとしています。

私がお聞きしたのは、こうした2回にわたって、池田中学生の深刻な事件を受けて開催された総合教育会議、この中で、調査委員会の報告書全文並びに先の県議会で採択された県の教育行政の見直しを求める意見書、この2つの文章は会議参加者に共有されていたかどうか。ということをお聞きしたいと思います。そして、これらについてどのような意見が出され、どのように受け止められたのか。ということです。

調査委員会の報告書全文は行政と教育への信頼回復のために、正に参考にするべき大事な報告書です。また、県議会で採択された教育行政についての意見書も大いに学ぶべき内容です。

この意見書を提起した県議会の総務教育常任委員会の県会自民党のですよ、斎藤新緑委員長は、しんぶん赤旗の取材の中で、こう語っています。「福井県は学力日本一でなく、学力テスト日本一です。福井型教育と言って新たな施策をどんどん打ち出す一方で、これまでの施策を減らすことをしないため、教員の仕事は常に増え、学校現場では授業準備ができない。子供とのゆとりある対応などとてもできない。など悲鳴が上がっている。尋常でない多忙化の下、教員のストレスは限界に達しています。この問題を解決しない限り、池田町と同じ事件は防げない」と。県会自民党のですよ、斎藤新緑委員長は語っています。

町長にお聞きいたします。この総合教育会議の会議録の公開はいかがですか。また、12月議会で町長は、今回の問題に対して、学力至上主義、学力テスト日本一が事件の背景にあったとは思っていない。との趣旨の答弁されました。今での学力至上主義に陥っている福井型教育の問題を、問題として受け止めていないのですか。改めて県議会で採択された教育行政の見直しを求める意見書についての受け止めをお聞きしたいと思います。

総合教育会議でいろいろ個々の手立てを決めても、今までの延長線上での手立てや組織、あるいは教育長のもとに新しく非常勤の教育企画官を配置する。こういう提案もされていますけれども、こうした人的配置だけでは、学力至上主義のゆがみ正すことなど、根本のところメスを入れなければ本当の意味での信頼回復はできないのではないのですか。子どもの権利条約が言う、子どものその子らしく育つ権利を保障していく教育に改革していくことこそ、今求められているのではないのですか。町長の見解を伺います。

また、教育長にお聞きしますが、信頼回復のうえで過ちを犯した教員に対し、きちんとして対応、教育現場という特殊な環境ではありますから、極めて慎重な対応が求められる



のは当然ですが、やはり一定のけじめ、処分が必要です。調査委員会であれほどはっきりした判断、教師と校長を含めた学校の責任が示されています。いわゆる指導死との明確な判断が出されているのに、今なお、何ら処分がありません。なぜですか。今後の予定はないのでしょうか。お聞きいたします。処分についての町教育委員会が上申し、県教委が決定するというふうに聞いておりますけれども、そうした上申がなぜなされていないのか。お聞きいたします。

この問題の最後に12月議会で不登校や行き渋りの受け皿として、適応指導教室の設置も検討する。と答弁されましたが、その検討作業はどうなっていますか。

また、経済的困窮を伴うひとり親家庭への学習支援教室の設置を求めます。

県下7つの市では、ひとり親家庭への学習支援の場を設けています。しかし、池田町ではありません。ひとり親家庭では暮らしが苦しいと感じている方が、県の調査でも8割、子どもに関する悩みは、教育・進学が7割を占めています。

こうしたご家庭に対する援助の一つが学習支援です。ひとり親家庭の自立支援を目指す福井県の計画策定委員会でも、病児保育や放課後児童クラブの利用料助成と合わせて、すべての市と町での学習支援教室の開設などを検討していると聞いています。

池田での早急な具体化と検討を求めて、私の質問とさせていただきます。

○内藤教育長

(議長、教育長 内藤)

○佐野議長

教育長 内藤君

○内藤教育長

ただ今の宇野議員のご質問にお答えいたします。

一つ目は総合教育会議で、調査委員会報告書、並びに、県議会で採択された意見書を配布したのか。また、どのような意見が出されたか。とのご質問でございます。

昨年12月、本年1月に開催されました総合教育会議の席上では、配布をしておりません。

二つ目は、総合教育会議の会議録を公開すべき。とのご質問でございますが、会議録につきましても、会議運営要綱により公開は致しませんが、議事概要は公表することになっております。

三つ目でございます。県議会で採択された意見書は、県議会総務教育常任委員会委員長の見解をどう受け止めるのか。また、今回の事件の背景に、学力至上主義があったのではないかとのご質問でございます。

意見書は県に対してのものであり、町は答える立場にありませんので、差し控えさせていただきます。学力至上主義につきましても、存在していないと認識しております。

四つ目の信頼回復のため、教員の厳正かつ慎重な処分が必要であり、現在の状況とその



見解は。とのご質問でございます。

教職員の任命権は、県教育委員会であり、懲戒等の権限も県教育委員会にあります。町といたしましては、既に報告書を提出しており、現在県教育委員会において対応を検討していると聞いております。内容については把握しておりません。

五つ目の適応指導教室やひとり親家庭への学習支援の場の設置を。とのご質問でございます。本町といたしましては、小規模校の利点を生かした教育環境を整え、子どもたちの個性にあった対応を進めてまいりたいと考えております。

以上で、宇野議員のお答えといたします。

○山崎総務政策課長

(議長、総務政策課長 山崎)

○佐野議長

総務政策課長、山崎君

○山崎総務政策課長

宇野議員の災害救助法による住宅の除雪についての質問にお答えをさせていただきます。

2月9日朝に、2月8日付内閣府からの事務連絡とともに県地域福祉課より災害救助法の適用を受ける否かの調査がございました。災害救助法の対象事業の内容は、避難所の設置、炊き出し、飲料水の提供、障害物の除去、これは住宅の除雪でございます、等でありました。避難所の設置、炊き出し、飲料水の提供については行っておらず、住宅の除雪につきましては、議員おっしゃったとおり「平年に比べ積雪量が多い場合等、これを放置すれば、住家の倒壊等により、生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、雪下ろし等の実施が可能である。」と要綱に規定されているものでございます。

このため、対象となる可能性がある独居老人等のリストを基に、雪下ろし状況、作業委託の予約状況等の調査を、保健福祉課に確認を行ったところ、リスト全ての方が雪下ろしの段取りの対応済み、ご近所での助け合いや家族、親戚の除雪、また、雪下ろし作業の委託等対応済みであり、「自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者」の該当はないとの結果となり、申請を行わなかったものでございます。

なお、家屋の出入り口につきましては、社会福祉協議会がボランティアで除雪を行ったと聞いております。

以上、宇野議員の質問にお答えさせていただきました。

○長谷川産業振興課長

(議長、産業振興課長 長谷川)





○佐野議長

産業振興課長 長谷川君

○長谷川産業振興課長

宇野議員の今回の豪雪の対応についての、三点目の除雪機械購入などの支援を池田町でも講ずるべきではないか。というご質問でございます。

こちらにつきましては、1月の区長会で配布させて頂いた、福井県池田町集落用補助金ハンドブックの、一般財団法人 自治総合センターの補助事業を活用した、除雪機械等の整備事業があり、ご相談があれば対応支援を実施いたしたく考えております。

以上で、宇野議員のお答えとさせていただきます。

○森川保健福祉課長

(議長、保健福祉課長、森川)

○佐野議長

保健福祉課長、森川君

○森川保健福祉課長

ただいま宇野議員の国民健康保険税に関するご質問にお答えいたします。

国民健康保険は、特別会計にて経理されており、原則として法律で認められたもの以外は一般会計からの繰入はできないこととなっております。

今回、国民健康保険制度改革により、国民健康保険税については、事業費納付金として県に納めることになっておりますが、現在の税率で賦課した場合、約1700万円が不足すると考えられます。

今回、税率を見直すこととしましたが、県の示す保険料率を参考に、急激な税額変更とならないよう、段階的な税率改定や、基金からの繰り入れを行うこととしております。

見直し後の保険税については、現在よりは高くはなりますが、県内でも低い税率で設定しており、低所得の方についても配慮した設定としております。これは、国保運営協議会でもご議論され答申されたものであります。

また、600万円を基金から繰り入れることについては、被保険者一人当たり約10,000円を減額することになり加入者に配慮したものととなっております。

なお、基金につきましては、有限でもあることから、今後も効果的な活用に努めてまいります。

国保税の引き下げについてのご質問につきましては、先ほども述べたとおり、一般会計からの繰り入れは例外を除きできないルールとなっております。法律に則った適正な保険税設定を行うこととしております。

以上で保健福祉課からの、宇野議員へのお答えとさせていただきます。

○佐野議長



ただ今の、理事者の答弁に対して、宇野邦弘君よろしいですか。

○2番 宇野邦弘議員

(はい、宇野邦弘)

○佐野議長

宇野邦弘君

○2番 宇野邦弘議員

町長にお聞きいたします。ということで先ほど県議会の意見書について、まだ見ていないので、12月議会での答弁の中ではコメントしようがないという趣旨の、町長発言でした。まだ、見られていないのですか。そこが、受け止めて町長からお聞きしたいと思います。学力至上主義、学力テスト、大きな事件の背景にあったとは思っていない。教育長の答弁にありましたけれども、町長の見解を再度というか、私は求めています。いかがでしょうか。

もう一つ、総務政策課長の災害救助法の関係では、避難所開設とか炊き出しとか、という並列でなくて、正にこの雪によって倒壊し、人体に危害を与える影響がある。それ一項目でも災害救助法の対象になるということですね。申請ができるということですね。

○山崎総務政策課長

(議長、総務政策課長山崎)

○佐野議長

総務政策課長山崎君

○山崎総務政策課長

宇野議員のお尋ねでございますが、住宅の除雪だけでも災害救助法の対象になるかということでございますが、こちらは対象となります。以上、お答えさせていただきます。

○杉本町長

(議長、町長、杉本)

○佐野議長

町長、杉本君

○杉本町長

県議会の関係のことにつきましては、私がお答えする立場ではございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思っております。



それから、学力至上主義とのご質問でありますけれども、これも先ほど教育長がお答えになりましたように、私も同じ感覚でございまして、学力至上主義があったと、あるいはそれが要因であったということの認識は持っておりません。

そしてまた、たびたび、学力至上主義という言葉をお使いになりますけれども、我々が答えに窮するのは、学力至上主義というのがいったいどうゆうことなのかということに、我々は悩んでいるわけでございまして、やはりこの学力至上主義という状況、レベル、状態、これはいったいどのようなものをさすのかということが無い中で、感覚的だけで双方が議論をしても、生産性のある議論にはならないのだからと思っております。私は個人的なものになりますけれども、文字熟語から察するには、学力絶対主義と、いわゆる他に比較、比べるものはありませんよという熟語の意味になるのではないかとわたしは勝手に思っておるわけでありますけれども、そのようなことは、現在の中では無いであろうと、また、踏み込んで私がお答えするのはいかがなものかと思っておりますけれども、やはり学校という場は学問する場でございまして、知識を学び、習い、予習とこういう場ではありますが。当然そうなれば、熟度を計るためにはいわゆるテストというものをを用いるというのは、ごく自然なことだろうと思えます。ただ、その評価をするときに、これは私どもが使っておりますけれども、どこかに線を引いて、高い低いですべてを判断してしまうという、いわゆる一斉型の評価、一斉型の教育というのはよろしくない。やはり個々の能力なり、個々の特性なり、そういったものに依じて、学力の度合いというものは、それを一斉型に評価しないと。そういう対応が私は必要なのではないかと。それが出来る、池田町の小規模、顔が見える、ある意味では性格が見える、そういう個々の特性が見えるはずであった、小規模の池田町でそういった死亡があったやに報告がなっておりますけれども、そこが非常に残念で、痛恨の念だという意味では私はそのように感じているしだいでありましてけれども、議員がお使いになられる学力至上主義がというような文言については、私の個人的な気持ちではございましてけれども、沿っていけるような内容のものを受け止められないということをご理解を頂ければと、かように思う次第でございまして。以上でございます。

○1番 宇野邦弘議員  
(議長、宇野)

○佐野議長  
宇野邦弘君

○1番 宇野邦弘議員

今町長が言われた学力絶対主義という、そういう町長が考えてそれは私もそれはだめだという点では、同じです。ただ子供の権利条約ではその子らしく育つ権利を保障するということが本当に大事なんだということを、この調査委員会も報告書の中でも最後に、権利条約の引用をしながら語っていらっしゃる。子供たちが、子どもたちに依じた、のびのびと基礎学力を身に付けると、そういう点では今の教育のゆがみがあるということも、もう



一回いますが、県議会の中でもそういう今の教育、福井の教育を見直さなあかんということは指摘されているわけですので、先ほどの処分の問題も含めて、県教育委員会の権限というのは強大です。残念ながら池田町の教育委員会は身動きができないような実態というのはあるやに聞いています。それだけにね、各階が全体として、町長を頂点として学力絶対主義ということはだめだと、いうスタンスからでも大いにもっと物申していただきたいなと思います。

最後に、学習支援教室について、ぜひ具体的に検討を進めて頂きたい。とお願いしております。

○佐野議長

これをもちまして、通告者による一般質問を終わります。

ただ今の、一般質問に対する理事者の答弁、並びに、先ほどの、施政方針に対する、関連質問がありましたら、お受けいたします。

質問ありませんか。これをもちまして、一般質問並びに関連質問を終わります。

先ほど、町長より施政方針に加え、議案の提案理由の説明がありました。これより、各議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもちまして、質疑を終わります。

ただ今から、議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。

お諮りします。

議案第1号を、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立を求めます。

全員起立です。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、議案第2号から、議案第40号までを、会議規則第38条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります、議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定いたしました。

ただ今常任委員会に付託しました案件については、各常任委員会にて審議賜りたいと思います。以上で、本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

散会時間 午後2時56分